

総務会規則

(目的)

第1条 本規則は定款第37条に基づき設置する総務会に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 総務会は次の業務を行う。

- (1) 本会活動の会員への説明に関する事項
- (2) 本会活動の監査に関する事項
- (3) 会員の募集、入退会、権利の停止または除名に関する事項
- (4) 規則および規程に関する事項
- (5) 理事会の開催に関する事項
- (6) 社員総会の開催に関する事項
- (7) 資産管理に関する事項
- (8) 事務局運営に関する事項
- (9) その他本会運営に必要な事項

(構成)

第3条 総務会は、総務会長及び3名以下の副総務会長、総務会の業務分野を分掌する運営幹事、委員、事務局長、総務部長、経理部長、法務部長、情報システム部長、専任部長、および総務会長が指名した者、その直下組織である委員会等をもって構成する。

- 2 総務会長は、直下組織の設置、廃止を行うことができる。
- 3 総務会長は、運営会議の承認のもと、JAHIS規則1号に規定する資格を有さない会員ランクに対し、直下組織へ参加する資格を組織毎に追加させることができる。

(選任)

第4条 正（副）総務会長は、AおよびB会員が推薦する自社保健医療福祉情報システム事業経営幹部の中から運営会議が次期候補を選出し、会長が委嘱する。但し、適任者が見いだせない場合には、上記会員の完全子会社である本会会員の従業員で、上記会員がその身分、能力を保証した場合はこれを認めることができる。

- 2 総務会委員は、理事および監事がそれぞれ自社従業員を指名することができ、運営会議議長が委嘱する。
- 3 総務会長は、監事が指名した自社従業員の委員を監査担当者として委嘱する。該当事が JAHIS 規則 1 号に規定する参加資格を有さない場合は、運営会議の承認を得て選出することができる。
- 4 直下組織の正（副）責任者は、A・B会員の中から互選により選出し、総務会長が委嘱する。但し、上記会員に適任者がいない場合には、総務会長が適任者を指名し運営会議の承認を得て選出することができる。
- 5 直下組織はA会員およびB会員の指名委員で構成する。但し、第3条3項で追加の資格が与えられた会員については、総務会長が指名し選任できるものとする。さらに、会員の中から総務会長が指名し、

運営会議で承認を得た者を委員に選任できるものとする。

(任期)

第5条 正(副)総務会長及び委員の任期は2年を原則とするが、再任を妨げない。

2 補充または増員のため選任された場合は、前任者または現任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 総務会長は総務会を代表し業務を統括するとともに、総務会を主催し運営にあたる。

2 副総務会長は総務会長を補佐し、総務会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順番に従ってその職務を代行する。

3 総務会の業務分野を分掌する運営幹事は、総務会長の要請によりその職務を代行することができる。

(辞任)

第7条 正(副)総務会長が辞任しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

(定足数および採決)

第8条 総務会は、第3条に規定する構成員の内、監査担当者を除く者が議決権を有し、その総数の3分の2以上の出席をもって成立する。なお、委任状は採用しない。

2 総務会での採決は、会議出席議決権者総数の3分の2以上の同意をもって行う。

3 総務会長が総務会の開催に相当の合理性があると認めた場合には、第1項の規定にかかわらず、出席議決権者が議決権総数の過半数を満たせば開催でき、会議出席議決権者全員の同意をもって採決することができる。

4 緊急議案の採決においては、総務会長が必要と認めた場合には電子メールを用いて採決することができる、総議決権数の3分の2以上の同意をもって行う。

(活動記録の作成)

第9条 総務会で活動を行った場合には必ず電子化された議事録等活動記録を作成し、出席者等に配布するとともに、保存のため事務局に提出しなければならない。

附則(平成22年10月 1日)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附則(平成24年 6月 1日)

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附則(平成25年 1月22日)

1 この規則は、平成25年1月22日から施行する。

附則(平成25年 3月19日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成26年 1月21日)

1 この規則は、平成26年1月21日から施行する。

附則（平成２６年１０月２１日）

- １ この規則は、平成２６年１２月１日以降に専任の事務局長が就任した日から施行する。

附則（２０２０年 ８月１８日）

- １ この規則は、２０２０年８月１８日から施行する。

附則（２０２４年 ２月１９日）

- １ この規則は、２０２４年２月１９日から施行する。